

平成23年度鹿児島大学法科大学院A日程入試小論文問題の出題主旨

**〔設問1〕**

**【出典】**

橋本祐子「復讐と刑罰」創文 2010 年 3 月号 6

頁上段 1 行目～ 9 頁下段 11 行目まで

**【出題の意図】**

「復讐と刑罰」に関する著者の主張内容を正確に読み取り、読み取った内容を制限文字数（700 字）の中での的確に再構成して表現することを求めている。

問題文は、犯罪被害者が刑事裁判に参加する被害者参加制度を素材として、国家による刑罰権行使の正当性に言及しつつ、人間の実存にかかわる「何か」を法制度（刑事司法）の中に取り込む可能性について考察されている。「読解力」「表現力」を試すものであるが、著者の論理展開と著者の問題提起を適切に再現できているかで評価が分かれる。

## 設問2

【出典】 「内閣府 社会意識に関する世論調査」 <http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-shakai/index.html>（平成22年7月30日閲覧）のリンク先の情報を用いて作問した。調査の質問文は、<http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-shakai/3.html>に掲載されているものに、回答しやすいよう文言を削除・追加した。グラフのデータについては、<http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-shakai/images/z12.gif>に示された数値のうち、平成6年以降のデータを用いたものに加工した。

### 【出題の意図】

内閣府が実施している世論調査の一部を用いて、次の趣旨に添った回答を期待して作問した。各設問とも、回答方法は多様であり、出題趣旨を踏まえた記載であれば、下記に記載していない事項を挙げていても評価の対象とした。

(1) 示された資料を読み取り、正確に記述することが期待された。この問では、調査結果への「評価」ではなく、調査結果「そのもの」を記述したものを高く評価した。「平成21年1月調査以前について考慮しないこと」との文言は、それを示唆するものである。

(2) 「おおまかに二つの時期に分けて」ということが、平成17年以前と平成18年以降の調査結果の違いであることを正確に示し、それぞれの傾向を記述することが期待された。特に、「個人の利益を尊重」との回答は比較的安定しているのに対して、「一概に言えない」と「国民全体の利益を尊重」がほぼ相関して変化していることに気付いている答案を高く評価した。

平成12年以前と平成13年以降という区切り方は、変化率の点で平成17年以前と平成18年以降という区切り方に比べて数値上の根拠がやや弱いので、評価としては相対的に低い、他の記述との関係で、論旨が一貫していれば相応の評価をしている。

(3) ①②ともに、理由について、「国民の利益を優先にすること」と「個人の利益を優先にすること」が含意する社会的な意義に気づき、それぞれの長所や短所を指摘する回答がなされることが期待された。同時に、法曹としての必要な素養に鑑み、この設問への自らの回答とは異なる立場であっても、説得力のある理由を述べる想像力と文章構成力が示されることが期待

された。

出題者の想定は、「個人の利益を尊重する」という考え方は、極端な経済的格差の拡大を容認することや既得権益の擁護、エゴとも言えるような主張を容認することを求めることに繋がる可能性や、環境問題をはじめ、国家や多くの自治体の財政赤字、高齢化や少子化、国際化や価値観の多様化による社会の複雑化など、社会全体のあり方を考慮して取り組むべき問題が多数あるので、「個人の利益」を過度に尊重すればこれらの問題の解決は望めないことなどが指摘されることを期待した。

また、「国民全体の利益を尊重」する考え方が過度に広がれば、多数のために個を犠牲にすることを容認する考え方に繋がりがやすく、行き過ぎれば様々な状況でマイノリティの境遇にある人々への人権侵害や配慮の認識が薄くなること、あるいはその考え方を持つ本人が過度の自己犠牲を受け入れてしまうことなどが考えられることや、国際化や価値観が多様化し社会の複雑化が進む現代社会においては、個人個人の事情に耳を傾ける配慮や個々人に対する成果への報酬というモチベーションの確保があつてはじめて、「国民全体の利益」を実現できるといった考え方などを示すことが期待された。

最もこれらは作問時の想定に過ぎず、字数の制限もあるので、これと一致しなくても、それぞれの選択肢を選ぶ人々やその人々が多数派になったり、少数派となったりした社会をイメージでき、それが今後の社会のあり方や社会問題と結びつけて記述されているものを高く評価した。